て当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその」を「行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの」に改める。

**附　則**

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**○総務省令第二十五号**

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「総務大臣は」を「審理員は」に改め、同条第二項中「総務大臣は、」を「審理員は、前項の」に改め、「異議申立人若しくは」を削る。

第六十三条第一項中「総務大臣の指名する職員」を「審理員」に改め、同条第三項中「文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければ」を「審理員の許可を得なければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

第六十三条第四項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立人若しくは」を削り、同条第五項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に、「異議申立て又は審査請求」を「審査請求書」に改め、同条第六項中「異議申立人若しくは審査請求人、これらの」を「審査請求人若しくは」に改め、同条第七項中「議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示」を「審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為」に改め、同条第十項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第六十四条第二項第四号中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第三項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に、「書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその」を「行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの」に改める。

**附　則**

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**○総務省令第二十六号**

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「総務大臣」を「審理員」に改め、同条第二項中「総務大臣は、」を「審理員は、前項の」に改め、「異議申立人若しくは」を削る。

第四十五条第一項中「総務大臣の指名する職員」を「審理員」に改め、同条第三項中「文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければ」を「審理員の許可を得なければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

第四十五条第四項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立て又は」を削り、同条第五項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に、「異議申立て又は審査請求」を「審査請求書」に改め、同条第六項中「異議申立人若しくは審査請求人、これらの」を「審査請求人若しくは」に改め、同条第七項中「議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示」を「審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為」に改め、同条第十項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第四十六条第二項第四号中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第三項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に、「書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその」を「行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの」に改める。

様式第二十中「事業の名称」を「事業の種類」に改める。

**附　則**

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**○総務省令第一号**
**経済産業省令第一号**

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

**附　則**

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**○農林水産省令第十四号**

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定に基づき、農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部を改正する省令

農林地所有権移転等促進事業及び農業経営安定計画に関する省令（平成五年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定市町村が定める所有権移転等促進計画の要件）

**第七条**　法第八条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項の農林水産省令で定める要件は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこととする。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○農林水産省**
**国土交通省令第三号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第二項の規定に基づき、所有権移転等促進計画の承認手続等に関する省令及び農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**
国土交通大臣　石井　啓一

所有権移転等促進計画の承認手続等に関する省令及び農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

（所有権移転等促進計画の承認手続等に関する省令の一部改正）

**第一条**　所有権移転等促進計画の承認手続等に関する省令（平成六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第四項の」を「第八条第六項の」に改め、「掲げる図書」の下に「（計画作成市町村が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町